監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第5項の規定に基づき次のように公表します。

令和6年3月14日

和光市監査委員 山田史明

和光市監査委員 内 山 恵 子

記

第1 請求人 3名

(略)

第2 請求年月日

令和6年2月7日受付

- 第3 請求の要旨(原文のとおり)
 - 1 財務会計上の事実

和光市職員は、令和2年4月22日から6月12日の間、通勤手当の支給を受けながら、その通勤経路の一部を庁用車で送迎を受けた。

2 違法性

市職員は通勤届を出し、その届けにより通勤手当が支給されているが、当該職員は通勤届による通勤経路によらず、その一部を庁用車で送迎を受けた。このことは

通勤手当の不正受給に相当する。

3 和光市が受けた損害

和光市は無用な通勤手当の支給をし、和光市に損害を与えた。また庁用車を通勤の勤務時間外に使用することにより運転吏員の時間外勤務を生じさせ、和光市に無用の出費をさせた。また庁用車の使用はその管理規定第6条において「庁用車は、市行政上必要な業務以外に使用することができない」と規定されており、その目的外使用により、燃料費、消耗品費等の損害を和光市に与え、また和光市の財産である自動車の損耗を与えた。

4 請求する措置

- (1) 当該職員に対し通勤費の返金を求めること。
- (2) 庁用車の使用による和光市の損害の賠償を当該職員にもとめること。
- 5 財務会計行為から1年以上を経過している正当な理由

当該職員の通勤費について一般市民が知るすべはない。今回、当該職員の通勤手 当不正受給が公益通報されたことが、公文書開示により初めて判明(令和5年11 月1日)した。

第4 監査委員の判断

1 主文

本件請求は、これを却下する。

2 理由

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関若しくは職員について、違法若しくは不当な公金の支出等といった財務会計上の行為があると認めるとき又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、同条第2項において、当該行為のあった日又は終わった 日から1年を経過したときは、これをすることはできないとされ、正当な理由がある ときはこの限りではないと定めている。 本件請求は、特定の職員(以下「当該職員」という。)が、令和2年4月22日から同年6月12日の間、通勤手当の支給を受けながら、その通勤経路の一部を庁用車による送迎を受けたことは、違法な支出であるとして、和光市(以下「市」という。)に対して、当該職員に、通勤手当の返金と庁用車送迎に係る財産の損失の補てんを求めるものであると解される。

請求人が提出した事実証明書からは、市が当該職員に通勤手当を支給した日並びに運転吏員に時間外勤務手当を支給した日及び燃料費等を支出した日(以下「通勤手当等を支出した日」という。)を特定することはできなかった。しかし、請求人が主張する令和2年4月22日から同年6月12日分までの通勤手当等を支出した日は、どんなに遅くとも法第208条及び第235条の5の規定により令和2年度末には完了しているものと考えられることから、本件請求のあった日は、本件支出があった日から1年を経過している。

1年を経過して本件請求を行ったことについて、請求人は、令和5年11月1日の 公文書開示によって初めて判明したとして、正当な理由があると主張している。

正当な理由の有無については、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば 客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知るこ とができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な 期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている(平成1 4年9月12日・最高裁第一小法廷・平成10(行ツ)69同旨)。

相当な期間について、同判決によれば、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日(令和元年12月13日)から監査請求のあった日(翌年3月7日)までの期間は、相当な期間に監査請求したものということはできない(知りえた日の翌日から84日)としている。また、仮に令和2年2月17日に監査請求しようとしたが受理されなかったために、同年3月7日に監査請求したという事実があるとすれば、前年12月13日を基準とする限り、相当な期間内に監査請求がされたもの(知りえた日の翌日から66日)ということができるとしている。

本件請求における請求人が提出した事実証明書からは、市が請求人に情報開示を決定した日付までは特定できなかったが、仮に請求人が主張するように、令和5年1 1月1日の公文書開示により初めて本件財務会計行為の存在及び内容を知ることが できたと認めたとしても、この時から請求人が本件請求に至るまでに98日を要している。このことは、上記判例による判断に照らせば、本件請求は、相当な期間に行われておらず、正当な理由があるとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条の要件を満たしておらず、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和6年3月12日

和光市監査委員 山 田 史 明

和光市監査委員 内 山 恵 子